

**平成26年度障害者の働きを軸とした地域づくりモデル事業
(緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業(住まい対策拡充等支援事業分))
実 施 要 綱**

1. 目的

滋賀県では、知的障害者自らが介護に関する知識や技能を身につけることで、介護の「受け手」から「担い手」になれるよう、平成12年度から「知的障害者介護技能等習得事業」を行い、福祉分野での就労を進めてきたところである。

引き続き人材確保難の傾向が続くと考えられる福祉・介護人材の安定的な確保および知的障害者の福祉分野での就労職域の拡大を目的に「緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業(住まい対策拡充等支援事業分)」として実施する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は滋賀県とし、別表の事業所等を県内で運営する事業者であって、事業を適切に実施できると認められる者(以下「事業者」という。)に委託して実施する。

3. 事業実施期間

本事業の実施期間は、施行の日から平成27年3月31日までとし、別途、県が指定する期間とする。

ただし、委託期間は、原則として9か月以内(うち障害者雇用期間は6か月)とする。

4. 委託事業の内容

委託する主な事業内容は、次のとおりとする。

- (1)事業者は、離職失業者等がかつ介護等の職場に従事することを希望する知的障害者を新規に1名雇用し、有期雇用契約を締結する。
- (2)事業者は、雇用した(1)の障害者を介護等の業務に従事させるとともに、職員として基礎的な知識・技術の習得が必要である場合には、研修等の機会を提供する。
- (3)事業者は、県が別途委託して実施する「知的障害者介護技能等習得事業」に対し、必要に応じ協力をすることとする。

5. 委託先の決定

- (1)本事業を受託しようとする事業者は、「障害者の働きを軸とした地域モデル事業(実践編)委託業務」にかかる事業計画書を作成し、関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出することとする。
- (2)知事は、上記事業計画を提出した事業者の中から、適切に事業を実施できるものを選定し、委託契約を締結することとする。

6. 雇用する労働者の募集方法等

事業者が労働者の募集を行うに際しては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 新規雇用する労働者の募集にあたっては、受託事業者の事業所を所轄する公共職業安定所に求人申し込みを行うこと。
- (2) 公共職業安定所に求人票を提出したときは、速やかに当該求人票を県へ提出すること。
- (3) 「緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業（住まい対策拡充等支援対策事業分）」に同一の者が1年以上就くことのないよう本人に対して確認を行うこと。
- (4) 雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書等により、失業者であることの確認を行うこと。
- (5) 雇用条件や業務内容等の説明を十分に行うこと。
- (6) 滋賀県の最低賃金を下回ることがないように適正な賃金等の額を定めること。
- (7) 労働時間は、月80時間以上でなければならないほか、労働基準法等関係法令を遵守すること。

7. 再委託の禁止

事業者は、委託事業の実施にあたり、これを第三者に委託してはならない。

8. 事業報告および提出期限

事業者は、新規雇用したときは、別に定める雇用・就業状況等に関する報告を提出することとし、本事業が完了したときは、完了の日の翌日から起算して30日以内に実績報告書を知事に提出するとともに、雇用・就業状況等に関する実績報告書をあわせて提出するものとする。

9. 委託経費の支出

本事業の実施に要する経費は、本事業で雇用した者にかかる人件費および諸経費（消耗品費、指導担当者配置経費、職員以外の就労支援アドバイザーに対する謝金、4(3)の事業への協力経費等）に充当できる。

ただし、本事業にかかる事業費全体に占める人件費の割合は、5割以上であることとする。

10. 委託経費の支払い

知事は、委託事業の実施に要した経費が適当なものと認めるときは、委託事業の実施に要した額と契約金額とのいずれか低い額を確定額とし、事業者に通知する。

事業者は、上記通知を受けたときは、知事宛に委託費支払請求書を提出することとし、知事は、その請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、事業者を支払うものとする。

11. 前金払い等

知事は、必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託事業の実施に要する経費の一部を事業者に支払うことができる。

12. 契約の解除

知事は、次のいずれかに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 事業者の責に帰すべき事由により、契約または契約に基づく知事の指示に違反したとき。
- (2) 事業者の責に帰すべき事由により、委託事業の実施が不可能または著しく困難になったとき。
- (3) 事業者が不正または虚偽の報告等をしたとき。

13. 委託料の返還

上記によって契約が解除されたことにより、事業者が委託事業の全部または一部を完了できないときは、知事はその解除により完了できない委託事業にかかる経費の支払いは行わないものとする。また、事業者は知事に対して、前金払いされた経費を返還しなければならない。

委託契約額を確定した結果、前金払いにより事業者に支払った委託費に残額が生じたときは、知事は受託者に対し返還を命ずるものとする。

14. 帳簿等の整備

事業者は、本事業にかかる経理の収支を明らかにするためにこれに関する帳簿および証拠書類を整備するとともに、本事業完了後5年間これを保存するものとする。

15. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。